

化学物質管理

ムラタでは、取り扱う化学物質の情報を的確に把握し、それを適正な使用に利用するという全体管理の仕組みを構築し運用しています。

情報のデータベース化

ムラタでは1998年から、「化学物質審査登録制度」を構築し、2000年から国内グループ全体でこれに基づいた化学物質の自主管理を実施しています。

この制度の特徴は、製品の量産に際して使用する化学物質のMSDS^{*1}とムラタ独自の調査書による不純物レベルまでの環境負荷化学物質の含有情報を仕入先より入手し、調達する前段階で村田製作所の労働安全衛生担当、環境担当、製品安全担当の専門スタッフによるスタッフ審査とこれらを使用する事業所のスタッフによる事業所審査を受審させる点です。これにより、国内外の環境各法、労働安全衛生関連法、化学品法(TSCA^{*2}等)、及びムラタの自主規制への適合性を確認するとともに、地方条例への適合性も確認しています。

審査により許可された化学物質のみに独自の番号を付与し、ムラタの化学物質情報データベースに登録されたうえで、取り扱い(購入、使用、製造、保管、販売)が可能となります。また、この登録情報は社内の資材調達のシステムと連動しており、未登録

の化学物質が購入されないように監視しています。このように化学物質の適正な使用を確実にするとともに、環境負荷の少ない製品の商品化に努めています。

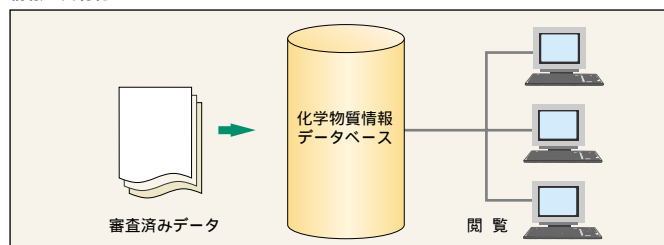
^{*1} MSDS

Material Safety Data Sheet(化学物質安全性データシート)の略。
化学物質の危険有害性について安全な取り扱いを行うために、その物質名・供給者名・危険有害性・安全対策・緊急時の対応などに関する不可欠な情報を記載した資料。

^{*2} TSCA

Toxic Substances Control Act(有害化学物質規制法)の略。
有害化学物質から人の健康と環境を守るため、化学物質の製造・取り扱い・使用を規制する米国の法律。新規化学物質の製造、輸入、米国への輸出に当たっては、事前に安全性データ、その他必要情報のEPA(米国環境保護庁)への届け出、審査などが必要。ムラタでは、輸出可能と判断された化学物質以外は米国へ出荷できないシステムを構築し、2003年より運用しています。

情報の共有化



化学物質の排出・移動量

ムラタは、国内事業所・子会社で取り扱っている化学物質に関する情報を登録したデータベースを構築し、個別の化学物質の使用実態を容易に把握管理できるシステムを運用しています。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」における排出・移動量の算定の際には、このシステムを利用して算出を行っています。

この法律における報告対象物質354物質群のうち、2003年度に国内グループ全体において1t以上の取り扱いがあったものは

トルエン、キシレン、鉛及びその化合物など24物質群でその量は下表に示すとおりです。

過去から化学物質の環境への排出を削減するため、有害物質除去設備の導入、生産工程の変更、作業の改善、代替物質への転換などを推進してきました。今後もPRTRのデータを活用し、排出量の多い化学物質については数値目標を定めてさらなる削減に取り組んでいきます。

PRTR物質の排出・移動量(国内合計)

(単位: t/年)

政令番号	化学物質名	排出量				移動量		
		大気排出	公共用水域排出	土壌	埋め立て	下水道排出	廃棄物移動	リサイクル移動
16	モノエタノールアミン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1
25	アンチモン及びその化合物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
30	ビスフェノールA型液状エポキシ樹脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	1.1
40	エチルベンゼン	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6
58	1-オクタノール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
63	キシレン	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	27.3
64	銀及びその水溶性化合物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	16.9
68	クロム及び3価クロム化合物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.6
100	コバルト及びその化合物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.3
177	スチレン	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4
202	テトラヒドロメチル無水フタル酸	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1
207	銅水溶性塩(錯塩を除く)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
227	トルエン	23.2	0.0	0.0	0.0	0.0	141.3	462.4
230	鉛及びその化合物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.4	104.4
231	ニッケル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	67.1
232	ニッケル化合物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1	18.8
242	ノニルフェノール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
253	ヒドラジン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
270	フタル酸ジ-n-ブチル	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	1.9
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.3	3.0
304	ほう素及びその化合物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	1.5
310	ホルムアルデヒド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
311	マンガン及びその化合物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.7

2003年4月1日～2004年3月31日までの1年間のデータです。PRTR法に定める届け出対象となる取り扱い基準量である年間1t以上の物質を記載しています。
100kg未満については四捨五入して表示しています。廃棄物移動量については、2003年度にすべてリサイクル可能となりましたので2004年度はゼロとなる予定です。